

議案第147号

大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び  
給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び  
給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように  
改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第21号）  
の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を  
「100分の165」に改める。

第4条 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正  
する。

第11条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」  
を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(大津市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正)

- 2 次に掲げる条例の規定中「100分の130」を「100分の125」に改める。
  - (1) 大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）第3条第2項
  - (2) 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）第3条第2項
  - (3) 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）第4条第1項
  - (4) 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）第3条第2項
- 3 次に掲げる条例の規定中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。
  - (1) 大津市長及び副市長の給与に関する条例第3条第2項
  - (2) 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第2項
  - (3) 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例第4条第1項
  - (4) 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例第3条第2項

議案第148号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の  
一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を  
「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職  
員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1  
箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）に  
についても、同様とする。

第5条に次の4項を加える。

4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗  
じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる  
区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会

計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

6 第4項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

7 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給及び支給の一時差止めについては、一般職の職員（大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の例による。

第10条第1号中「(給与条例の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)」を削る。

第18条第1項中「給与条例第20条（第3項及び第5項を除く。）から第20条の3まで」を「第5条」に、「給与条例第20条第4項」を「同条第5項」に改め、「及び扶養手当」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

附則第2項中「及び第18条第3項」を「(第18条において準用する場合を含む。)」に、「これらの規定」を「同項」に改める。

第2条 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第149号

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第150号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第61項第1号ア①中「標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ並びに第10条第1号イ(1)及びロ(1)の規定により評価する方法をいう。次項において同じ。）の評価による」を「④に掲げるもの以外の」に改め、同号ア④中「基準省令」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。次項において「基準省令」という。）」に改め、同表第62項第1号ア④及びイ④中「標準入力法・主要室入力法の評価による」を「④に掲げるもの以外の」に改め、同号イ④中「④に掲げるもの以外の」を「モデル建物法の評価による」に改め、同項第2号ア④及び第6号ア④中「標準入力法・主要室入力法の評価による」を「④に掲げるもの以外の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第151号

大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成20年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「第10条第2項に規定する浄化槽管理士」を「第10条第1項の規定により置く浄化槽管理士（本市の区域を担当する者に限る。第11条第4項において同じ。）」に改める。

第11条に次の1項を加える。

4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、第3条第2項の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修であって、市長が指定するものを受けさせなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項又は第3項の登録を受けている者については、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、改正後の第11条第4項の規定は、適用しない。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤健司

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第3.14条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第3条中「とする」を「と、「1, 100, 000円」とあるのは「1, 250, 000円」とする」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤健司

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例（昭和37年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「第45条第10号」を「第45条第11号」に改める。

第12条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（）を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号中「第4号」を「第5号」に改め、同号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第12条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第12条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(3) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(4) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、

漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (5) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第12条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防局長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第45条第14号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第154号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤 健司

- 1 工事名 皇子山総合運動公園陸上競技場改修工事
- 2 工事場所 大津市御陵町
- 3 工事概要 グラウンド・コート施設整備工 一式  
グラウンド・コート舗装工 一式  
構造物撤去工 一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 221,177,000円
- 6 契約の相手方 大阪市鶴見区横堤4丁目24番8号  
株式会社運動施設

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤 健司

- 1 工事名 大津クリーンセンター解体撤去工事
- 2 工事場所 大津市大石中六丁目
- 3 工事概要 解体延床面積 3,276.25平方メートル  
解体撤去工 一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 525,800,000円
- 6 契約の相手方 蒲生郡竜王町大字山之上3276番地  
株式会社ヤマタケ創建

議案第156号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤 健司

- 1 公の施設の名称 大津市市民活動センター
- 2 指定管理者 大津市浜大津四丁目1番1号  
特定非営利活動法人エイチシーシーグループ
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第157号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤 健司

- 1 公の施設の名称 大津市比良げんき村
- 2 指定管理者 神戸市中央区加納町3丁目10番12号  
株式会社 l i n k w o r k s
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第158号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤 健司

- 1 公の施設の名称 大津市大谷乗馬場
- 2 指定管理者 大津市大谷町1番1号  
大津市乗馬連盟  
会長 中江 忠洋
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第159号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤 健司

- 1 公の施設の名称 大津祭曳山展示館
- 2 指定管理者 大津市中央一丁目2番28号  
特定非営利活動法人大津祭曳山連盟
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第160号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤健司

路線名	起点及び終点	重要な経過地
市道北4062号線	起点 大津市雄琴四丁目字深田 終点 大津市雄琴四丁目字鯰ノ本	
市道北4063号線	起点 大津市雄琴四丁目字深田 終点 大津市雄琴四丁目字深田	
市道中0550号線	起点 大津市坂本三丁目字藤ノ木 終点 大津市坂本三丁目字藤ノ木	
市道中0551号線	起点 大津市坂本三丁目字藤ノ木 終点 大津市坂本三丁目字藤ノ木	
市道中1063号線	起点 大津市唐崎三丁目 終点 大津市唐崎三丁目	
市道中1277号線	起点 大津市見世一丁目字小嶋田 終点 大津市見世一丁目字小嶋田	
市道中1278号線	起点 大津市見世一丁目字小嶋田 終点 大津市見世一丁目字小嶋田	

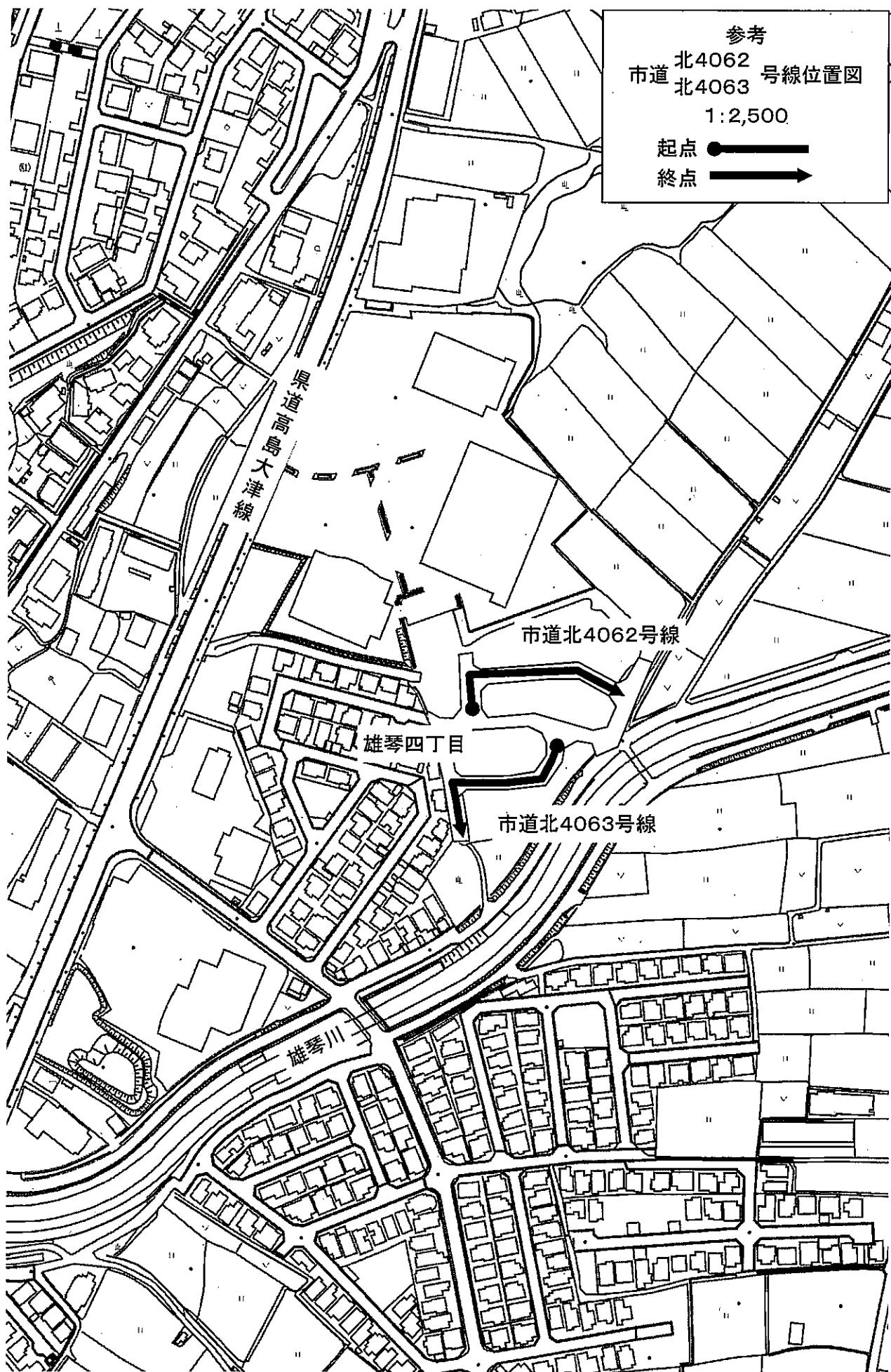
市道中1552号線	起点 大津市勧学一丁目字河越 終点 大津市勧学一丁目字河越	
市道中1553号線	起点 大津市勧学一丁目字河越 終点 大津市勧学一丁目字河越	
市道中3647号線	起点 大津市春日町 終点 大津市春日町	
市道中3648号線	起点 大津市春日町 終点 大津市御幸町	
市道中3649号線	起点 大津市御幸町 終点 大津市御幸町	
市道中3650号線	起点 大津市春日町 終点 大津市春日町	
市道中3651号線	起点 大津市春日町 終点 大津市春日町	
市道中3652号線	起点 大津市春日町 終点 大津市春日町	
市道中3653号線	起点 大津市春日町 終点 大津市春日町	
市道南3365号線	起点 大津市平津一丁目字池ノ下 終点 大津市平津一丁目字池ノ下	
市道東4985号線	起点 大津市大萱四丁目字草川 終点 大津市大萱四丁目字草川	
市道東4986号線	起点 大津市大萱四丁目字草川 終点 大津市大萱四丁目字草川	
市道東4987号線	起点 大津市大萱四丁目字草川 終点 大津市大萱四丁目字草川	
市道東4988号線	起点 大津市大江二丁目字古城 終点 大津市大江二丁目字古城	

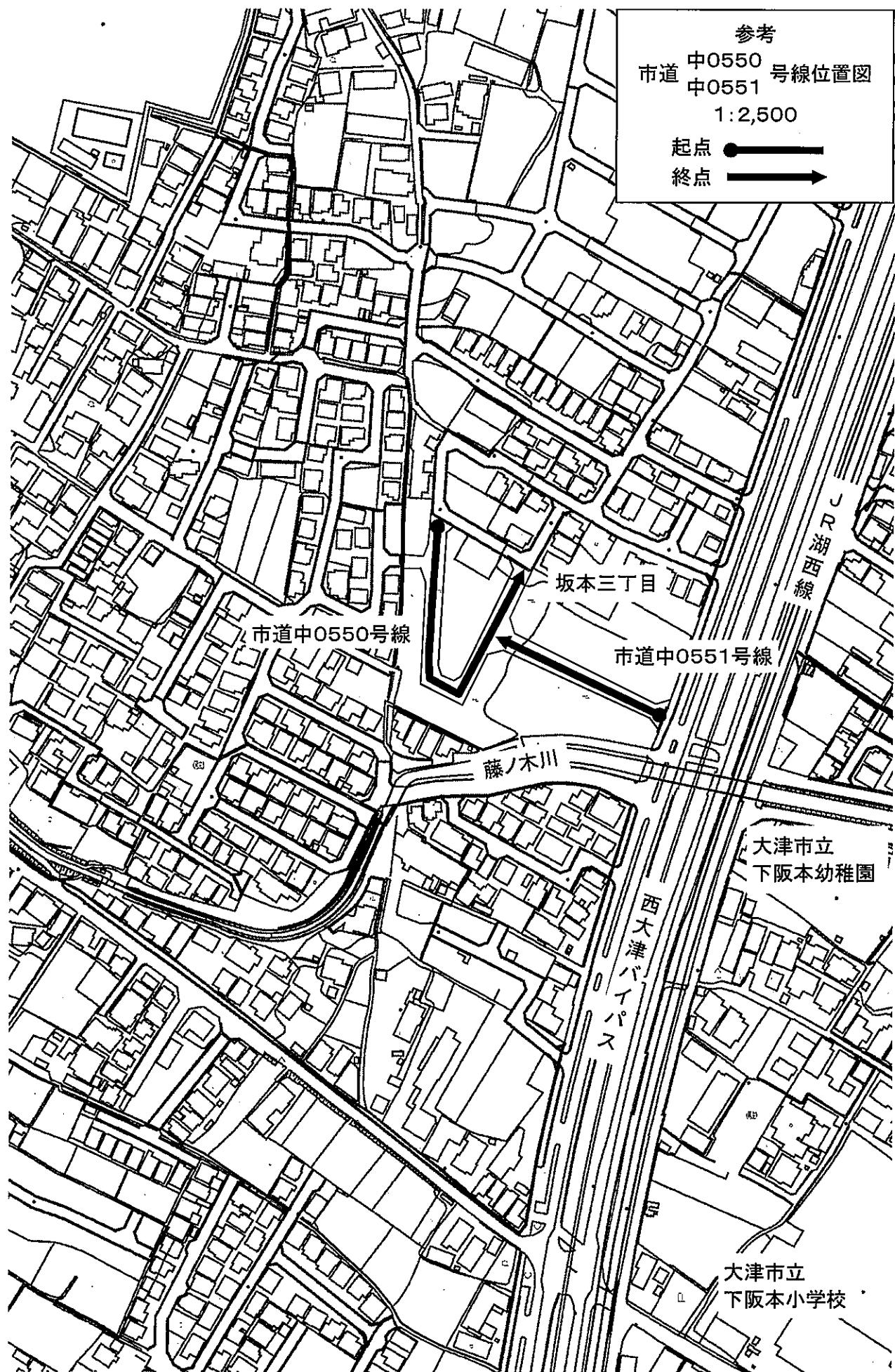
市道東5006号線	起点 大津市大江六丁目字水浦 終点 大津市大江六丁目字権現	
市道東5007号線	起点 大津市大江六丁目字水浦 終点 大津市大江六丁目字水浦	
市道東5008号線	起点 大津市大江六丁目字水浦 終点 大津市大江六丁目字水浦	
市道東5009号線	起点 大津市大江六丁目字水浦 終点 大津市大江六丁目字水浦	
市道東5010号線	起点 大津市神領二丁目字青江 終点 大津市神領二丁目字青江	

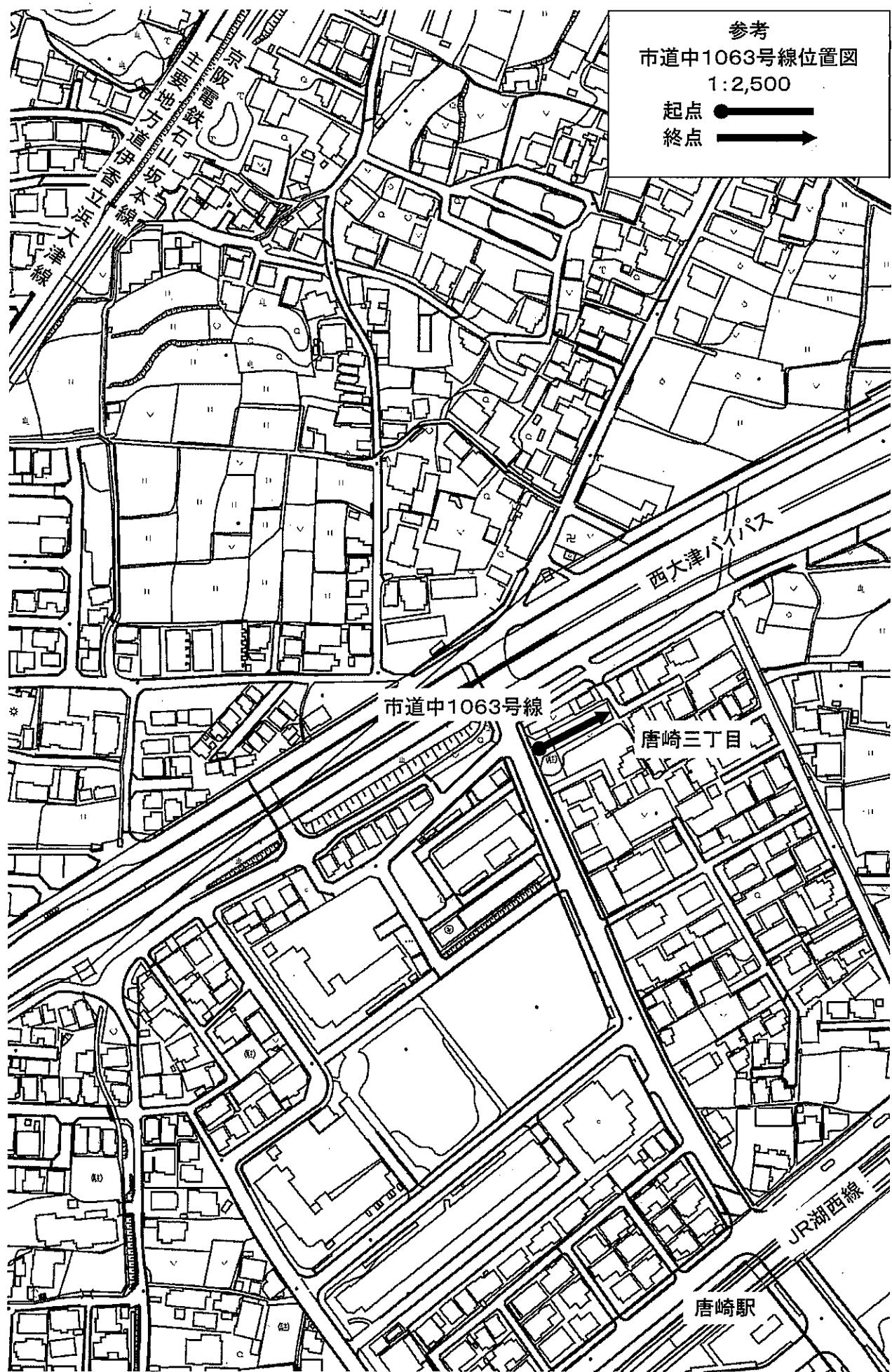
参考  
市道北4062号線位置図  
北4063

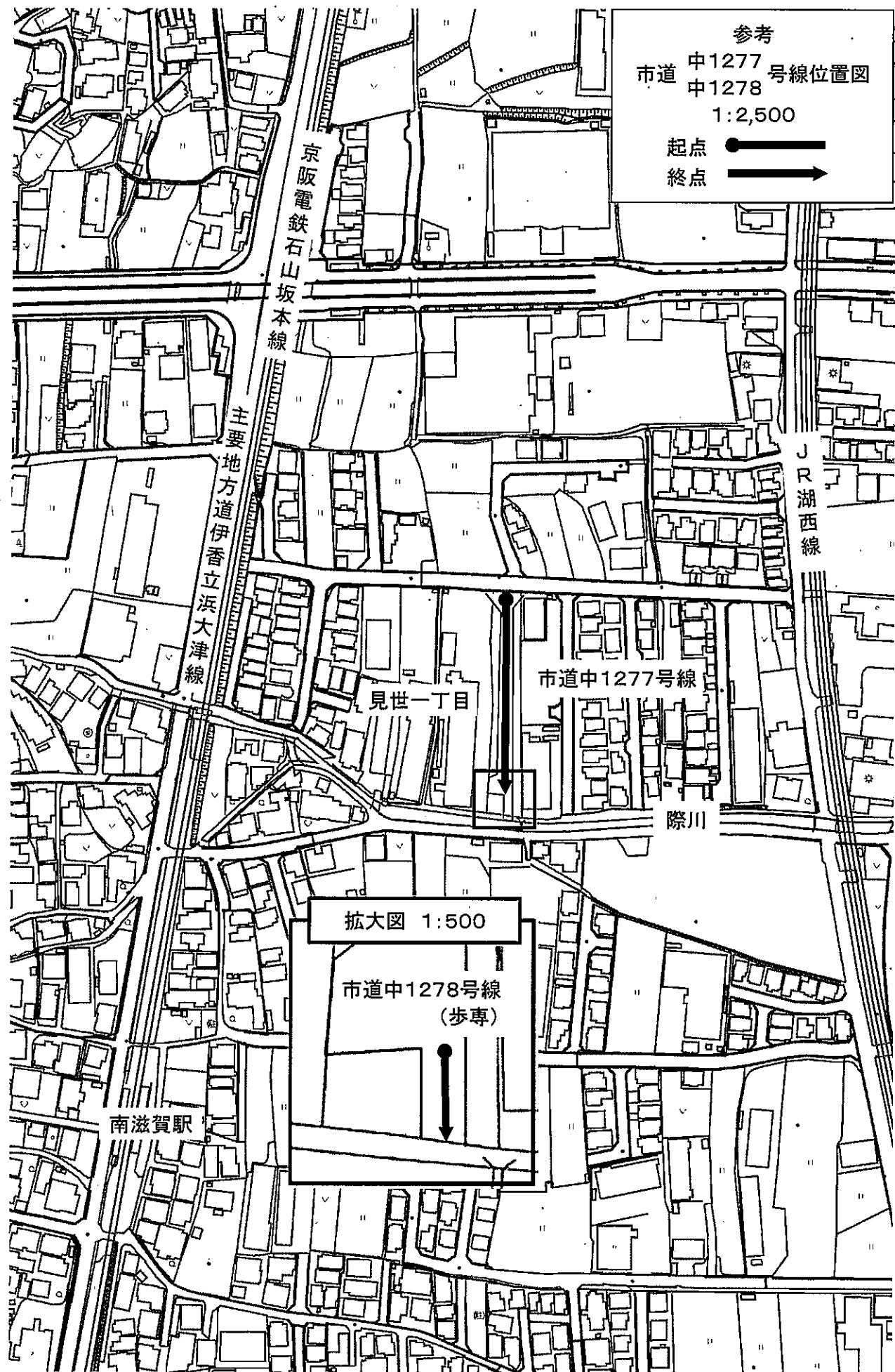
1:2,500

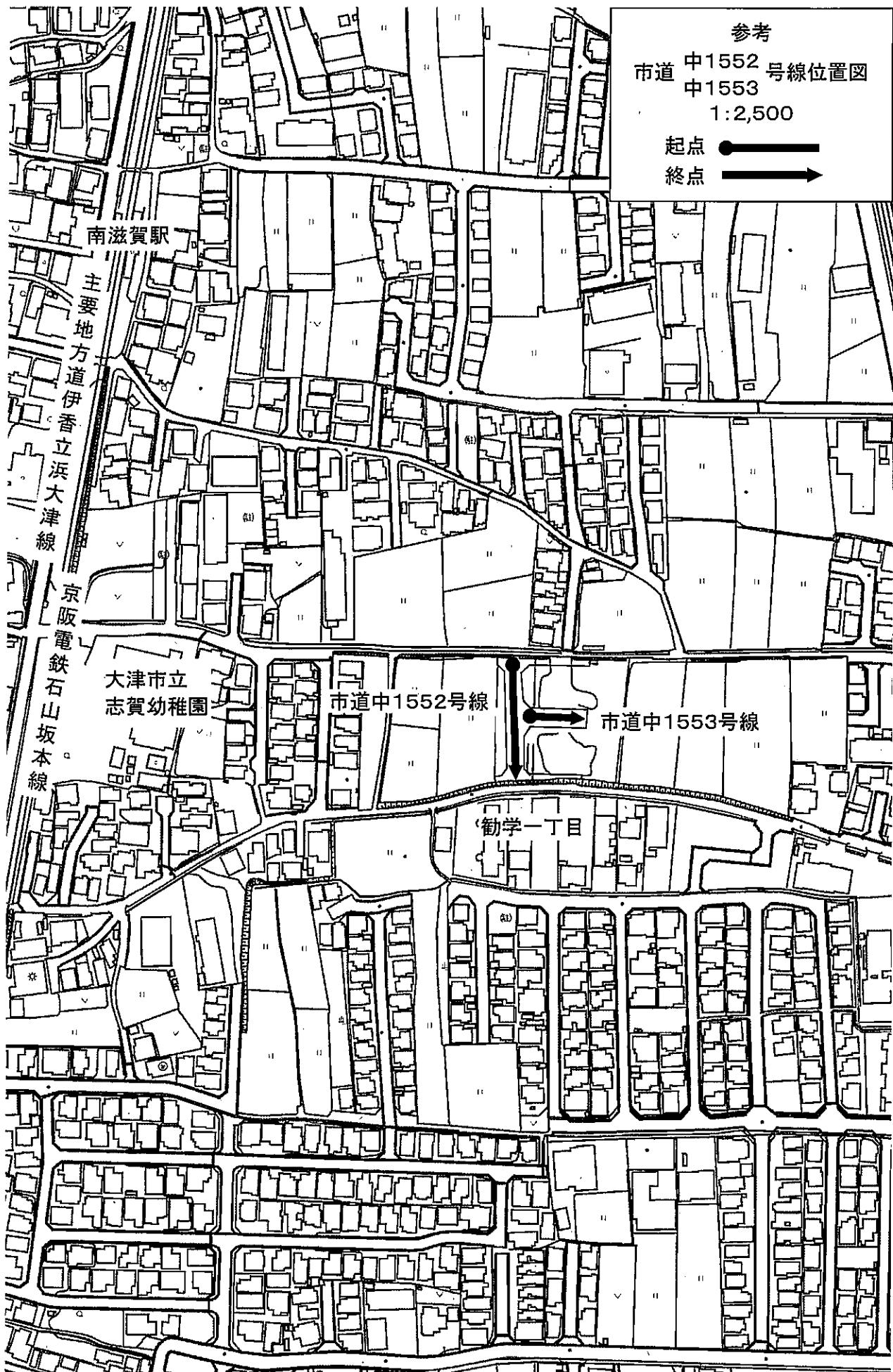
起点   
終点 

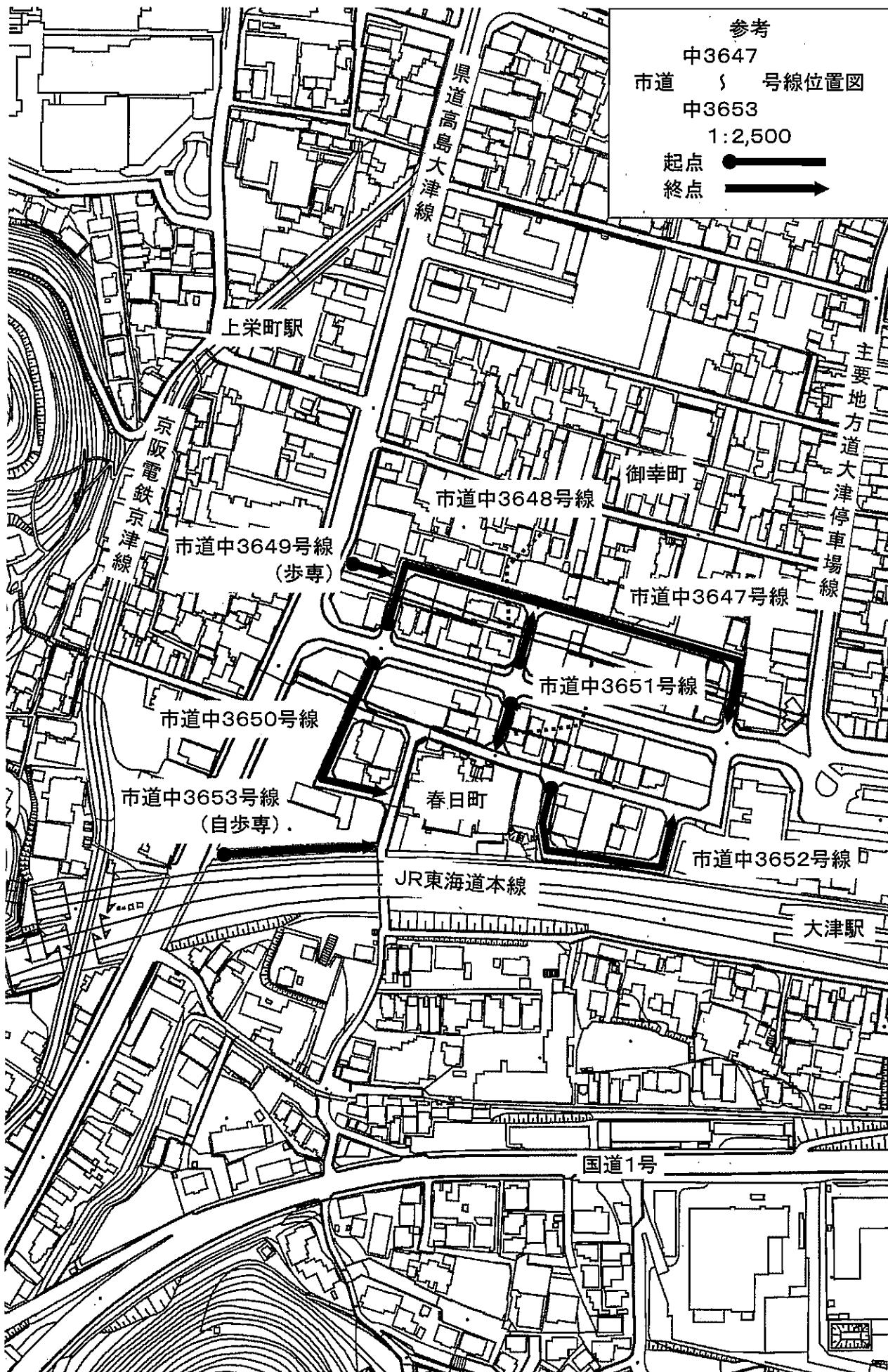


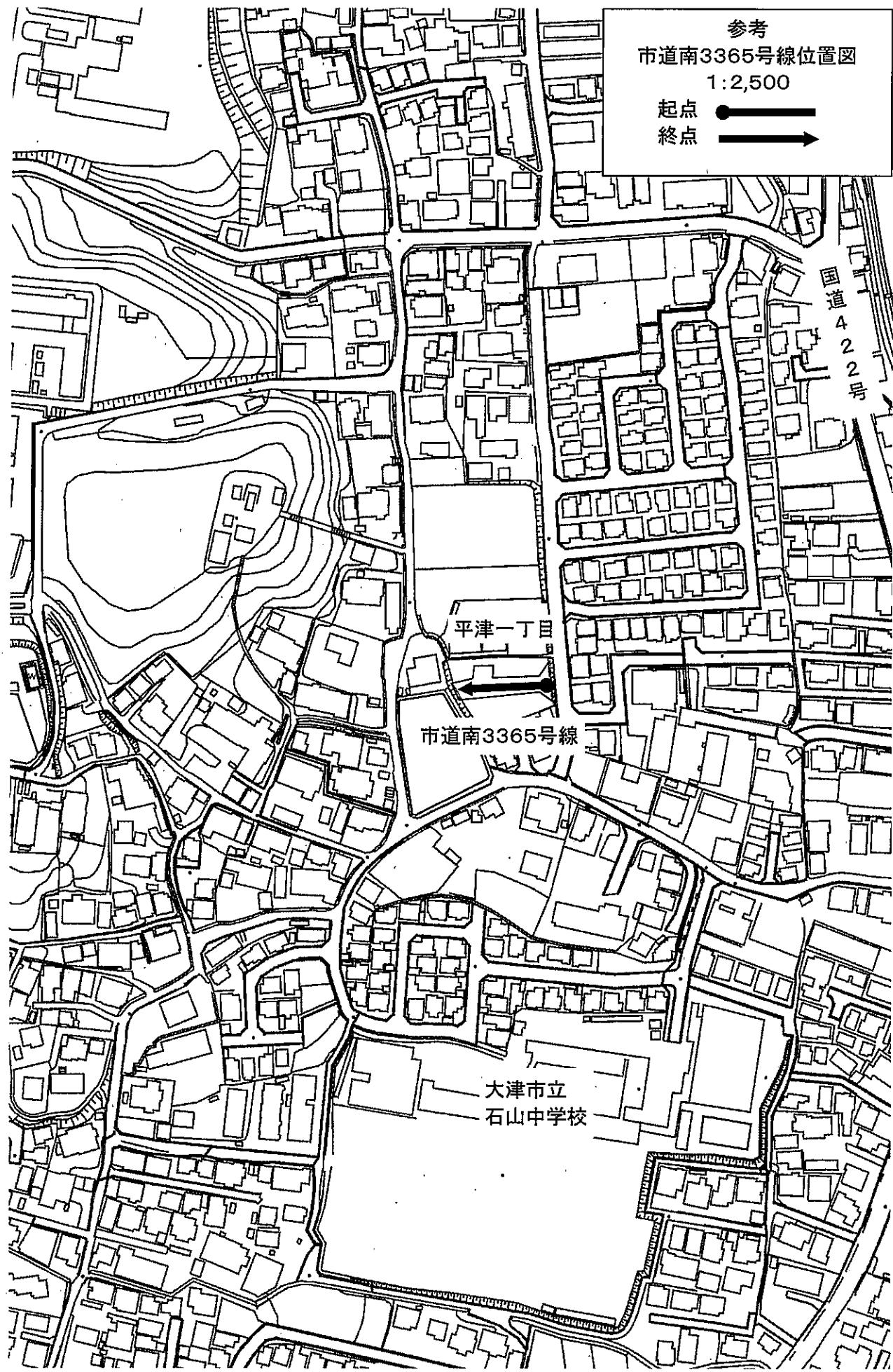








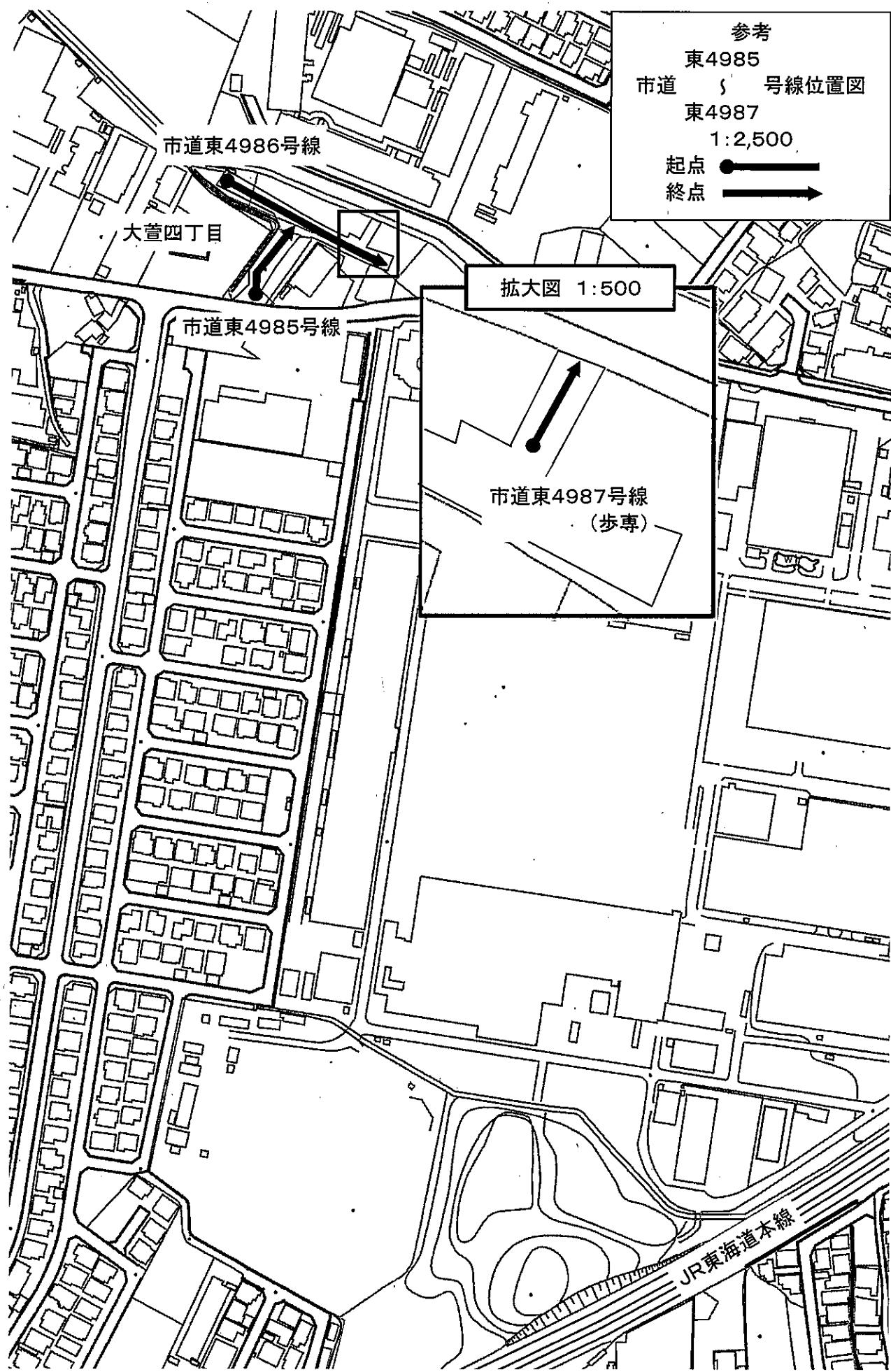




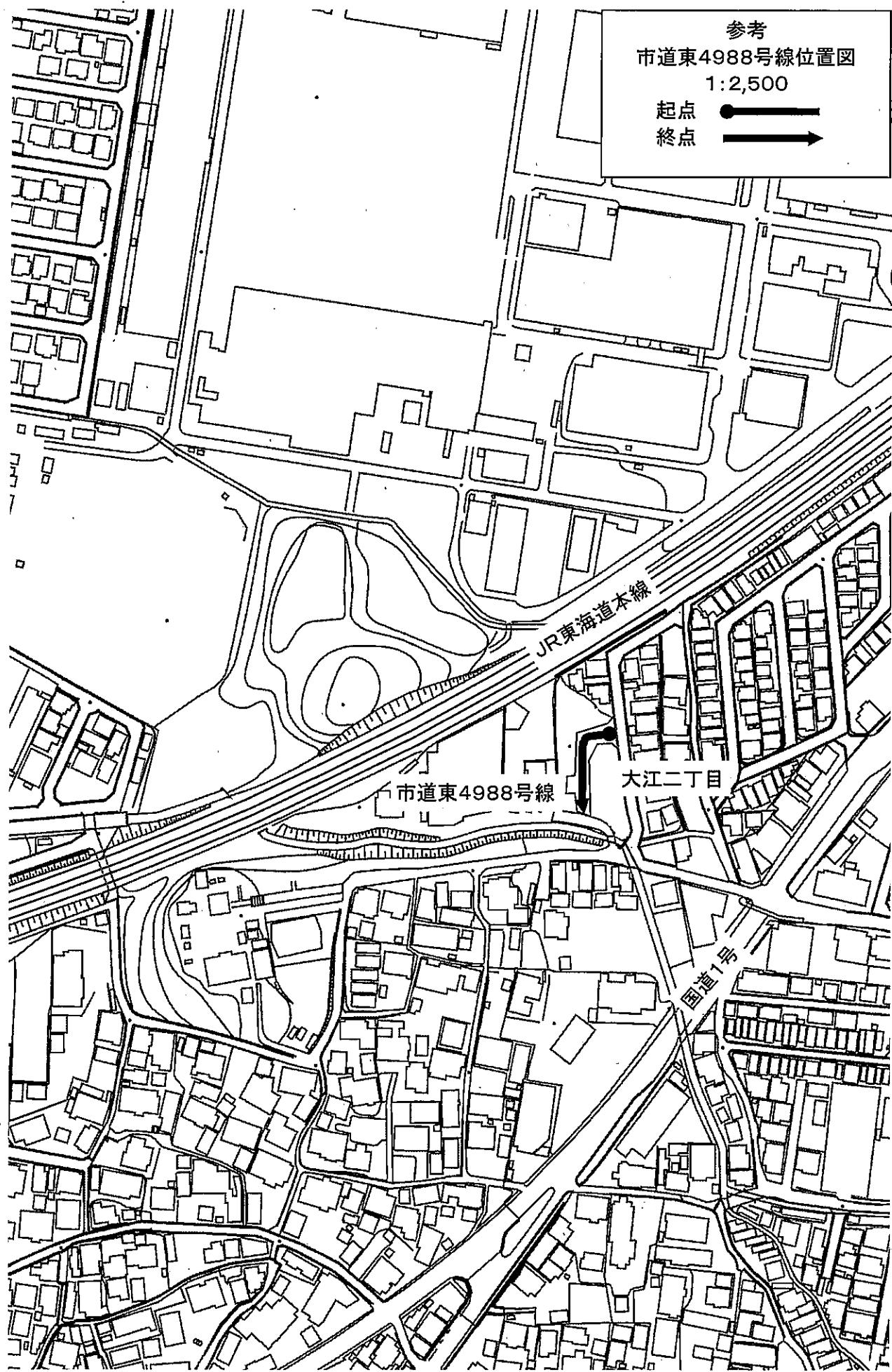
参考  
東4985  
市道 5 号線位置図  
東4987  
1:2,500  
起点  
終点

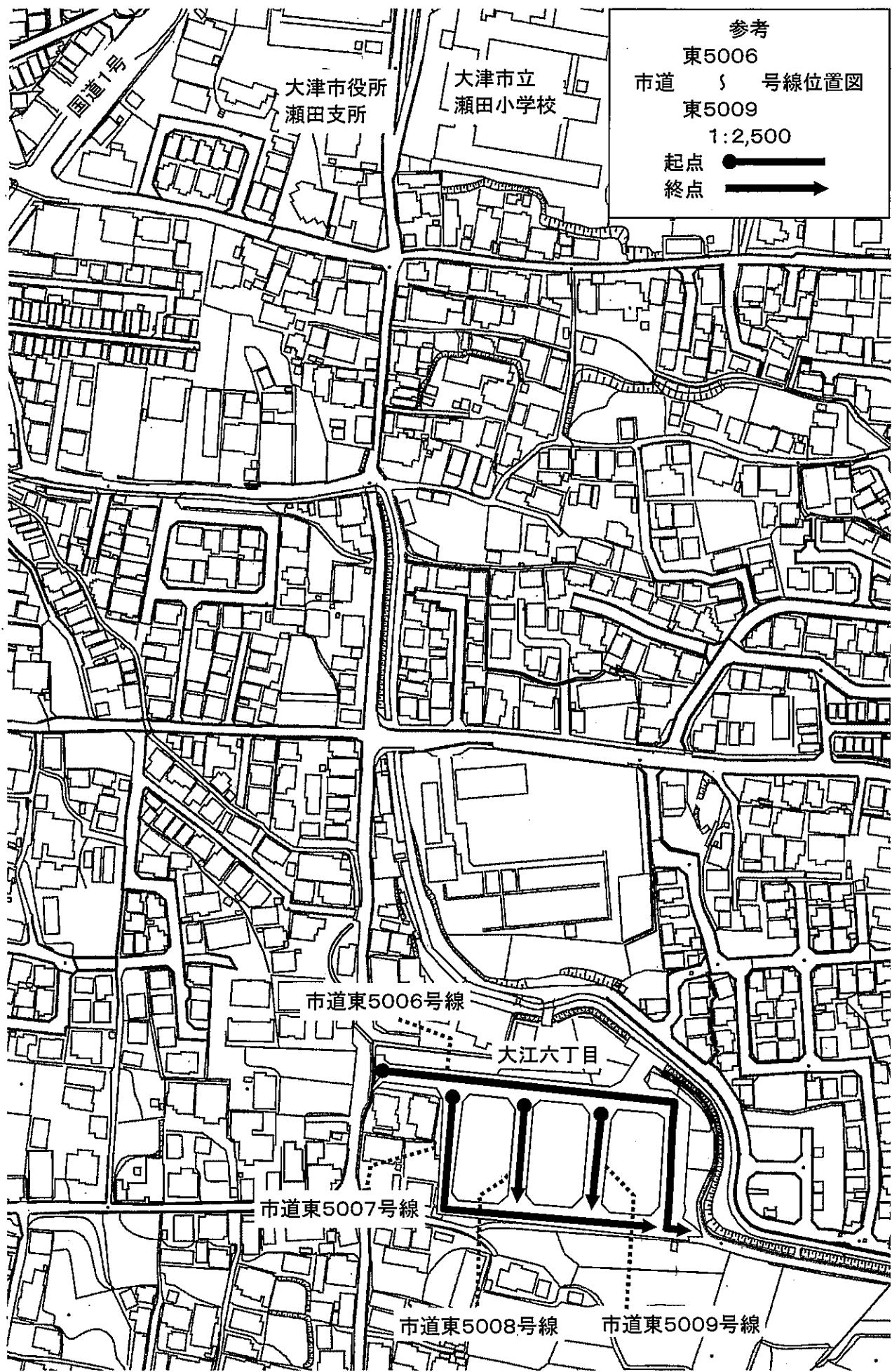
拡大図 1:500

市道東4987号線  
(歩専)



参考  
市道東4988号線位置図  
1:2,500  
起点  
終点







市道の路線の変更について

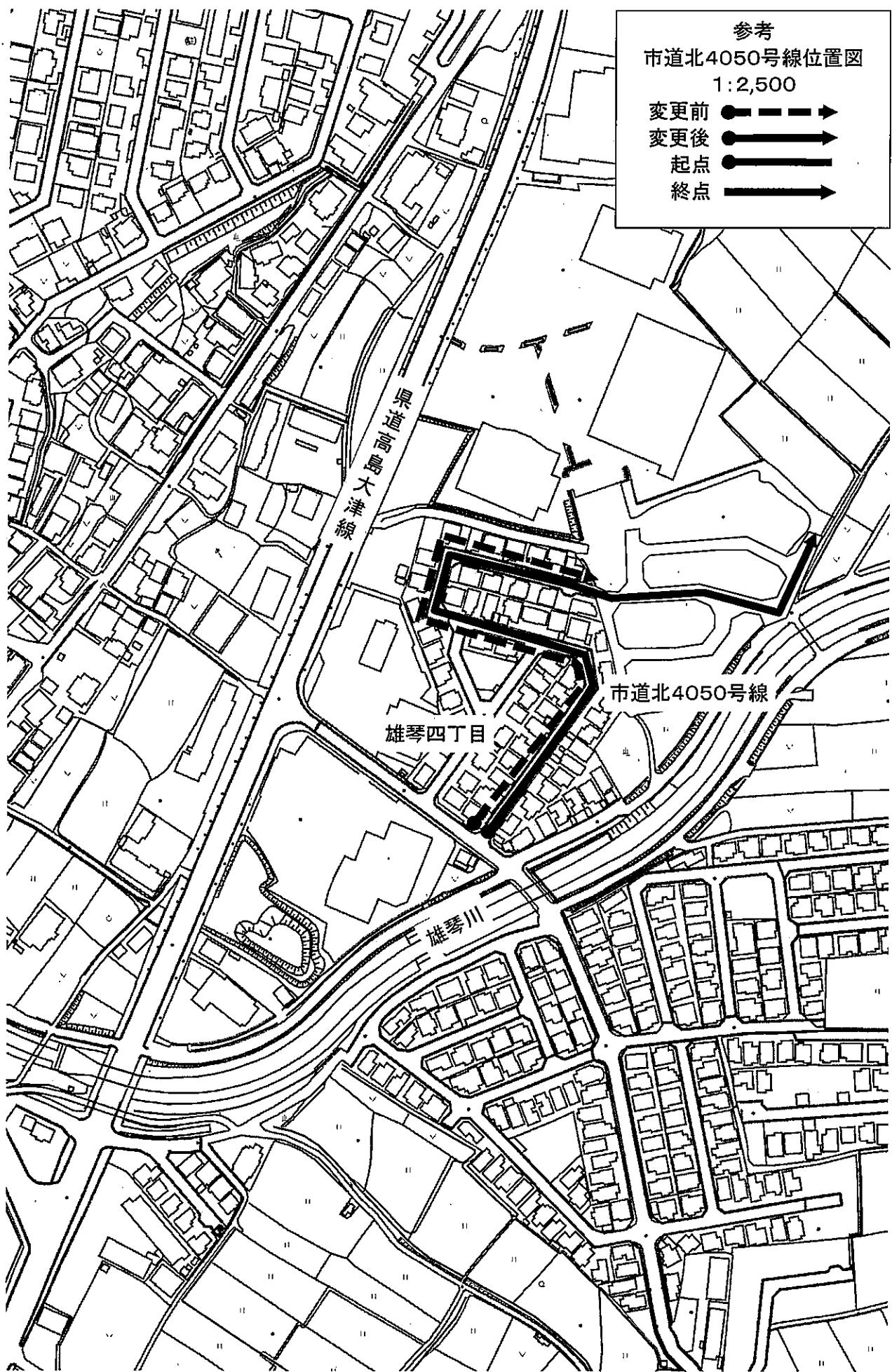
次の市道の路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

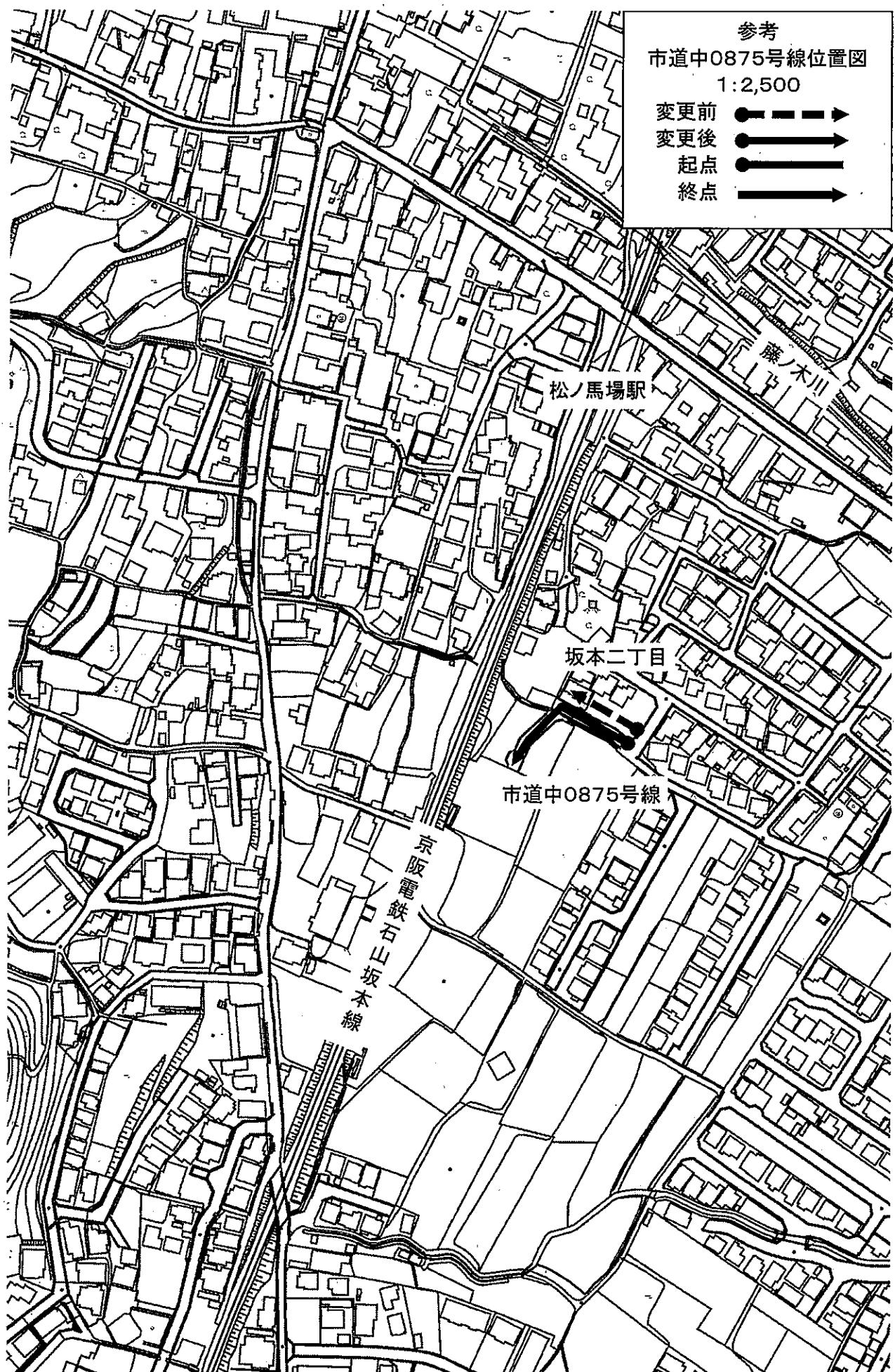
令和2年11月25日提出

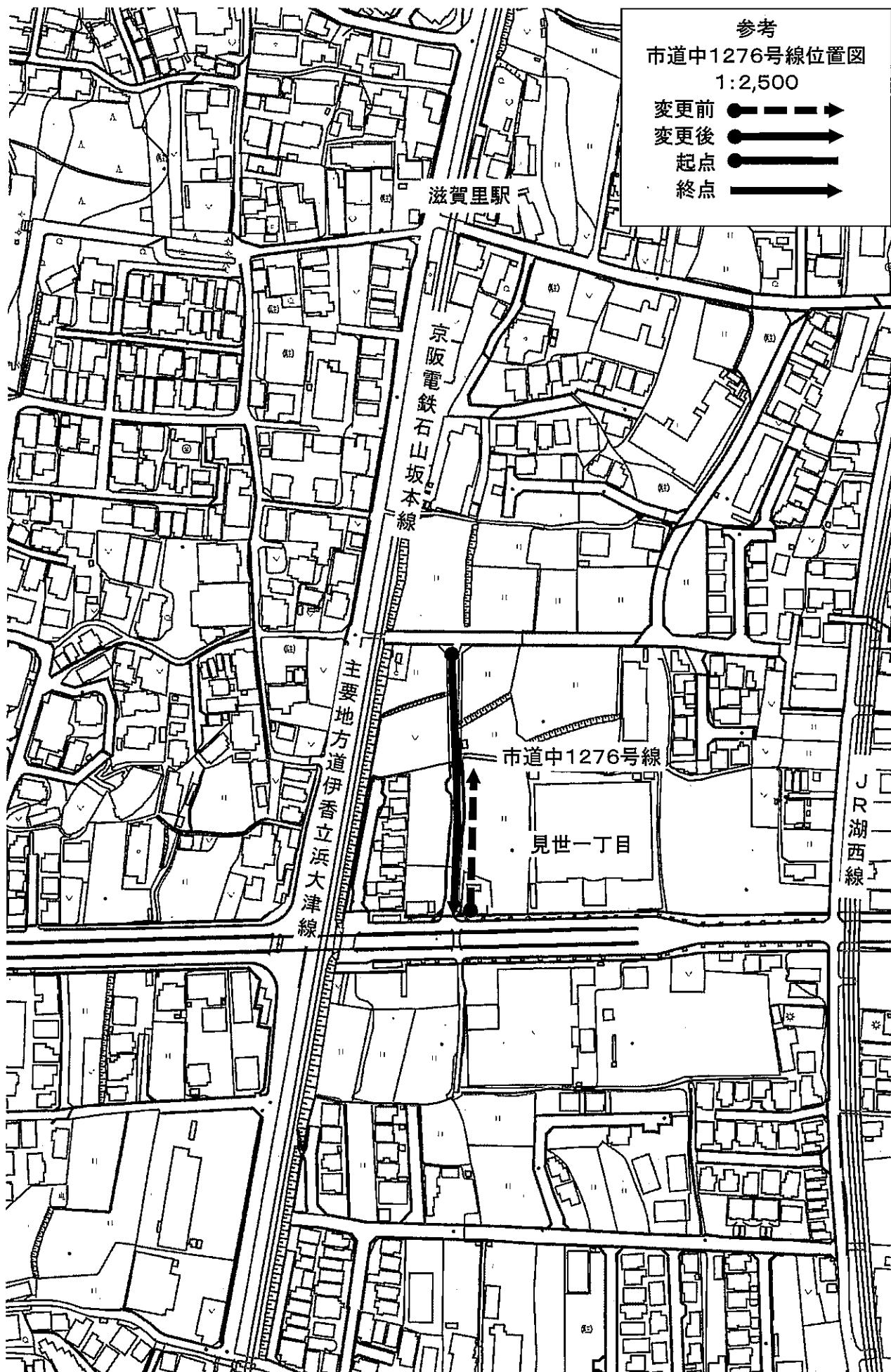
大津市長 佐藤 健司

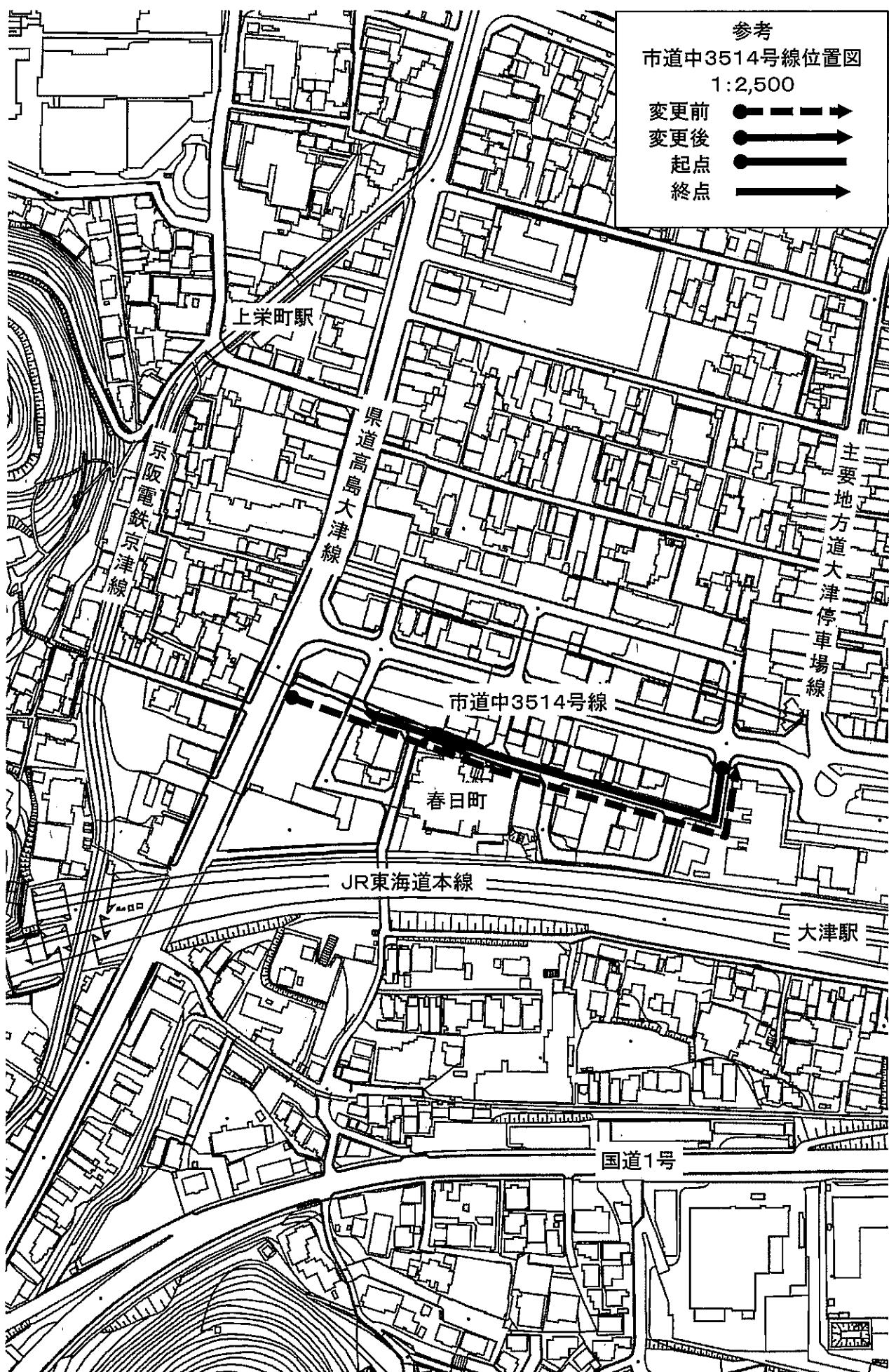
路線名	起点及び終点		重要な経過地
市道北4050号線	旧	起点 大津市雄琴四丁目字深田 終点 大津市雄琴四丁目字深田	
	新	起点 大津市雄琴四丁目字深田 終点 大津市雄琴四丁目字鰐ノ本	
市道中0875号線	旧	起点 大津市坂本二丁目字長沢 終点 大津市坂本二丁目字長沢	
	新	起点 大津市坂本二丁目字長沢 終点 大津市坂本二丁目字高畠	
市道中1276号線	旧	起点 大津市見世一丁目字南生水 終点 大津市見世一丁目字南生水	
	新	起点 大津市見世一丁目字三反田 終点 大津市見世一丁目字鍋田	
市道中3514号線	旧	起点 大津市春日町 終点 大津市春日町	
	新	起点 大津市春日町 終点 大津市春日町	

市道南2653号線	旧	起点 大津市国分二丁目字新田 終点 大津市国分二丁目字新田	
	新	起点 大津市国分二丁目字新田 終点 大津市国分二丁目字新田	
市道東3497号線	旧	起点 大津市神領二丁目字青江 終点 大津市神領二丁目字青江	
	新	起点 大津市神領二丁目字青江 終点 大津市神領二丁目字青江	
市道東4973号線	旧	起点 大津市大江二丁目字宮ノ下 終点 大津市大江二丁目字宮ノ下	
	新	起点 大津市大江二丁目字宮ノ下 終点 大津市大江二丁目字宮ノ下	



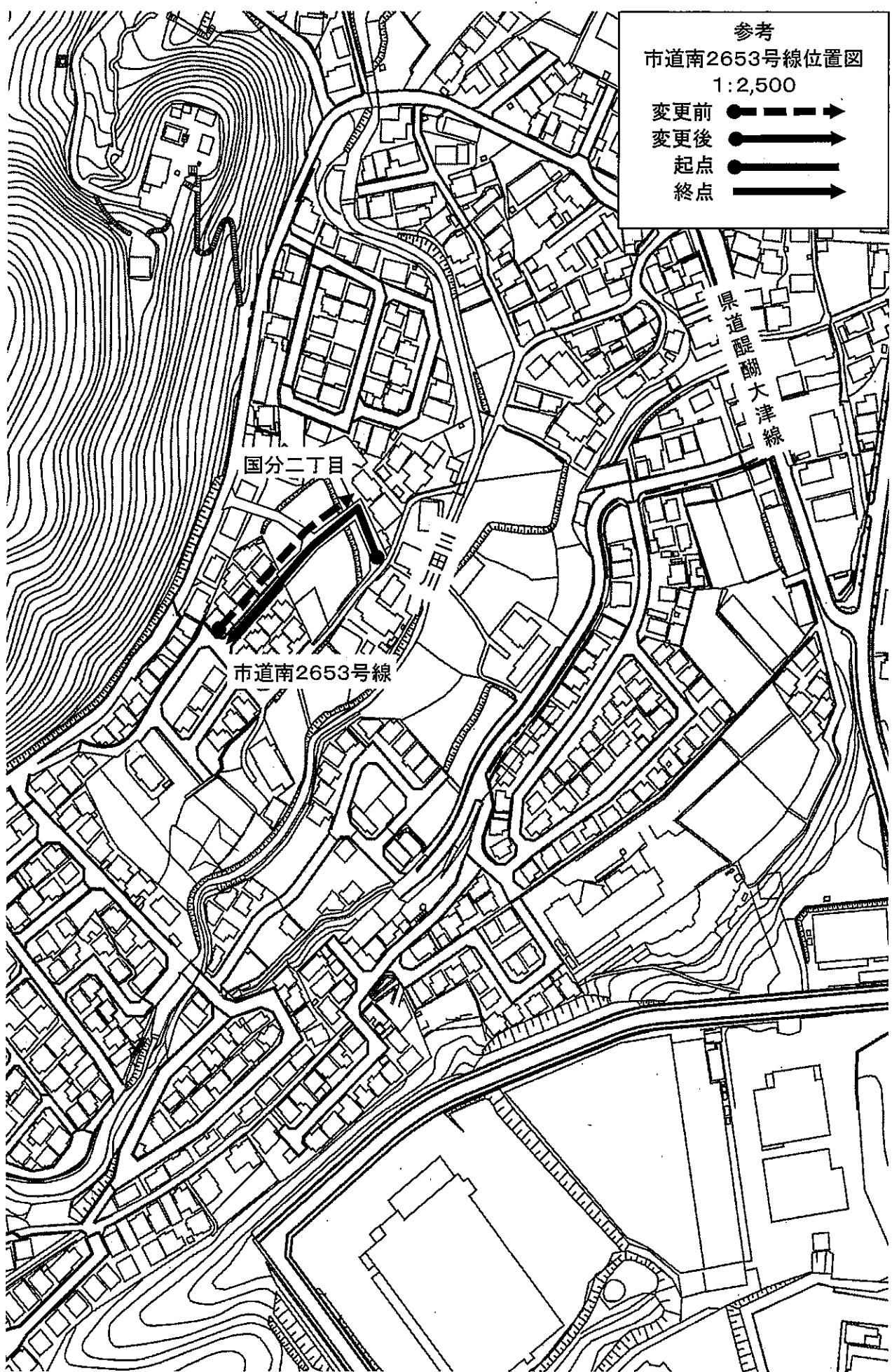


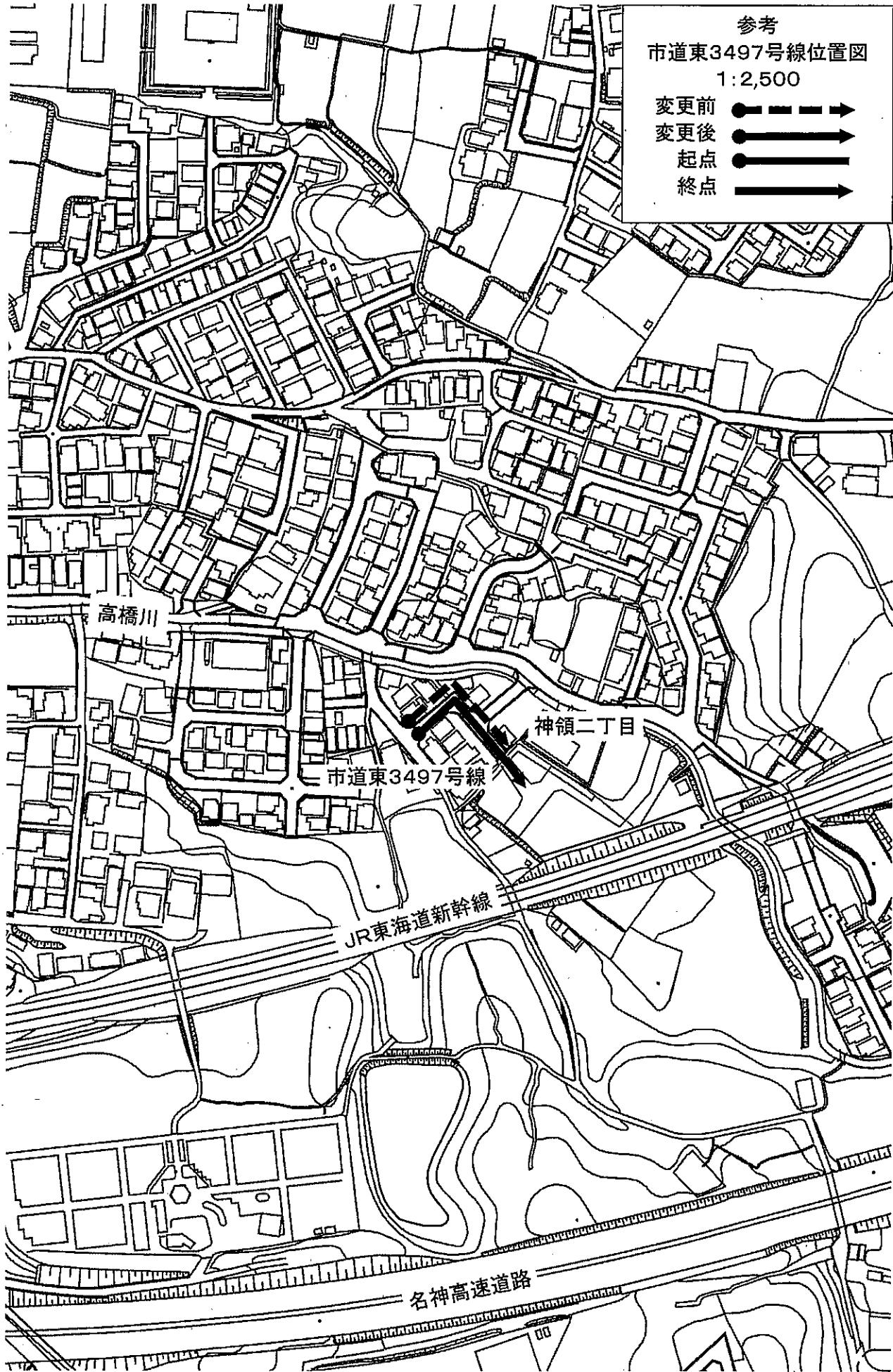


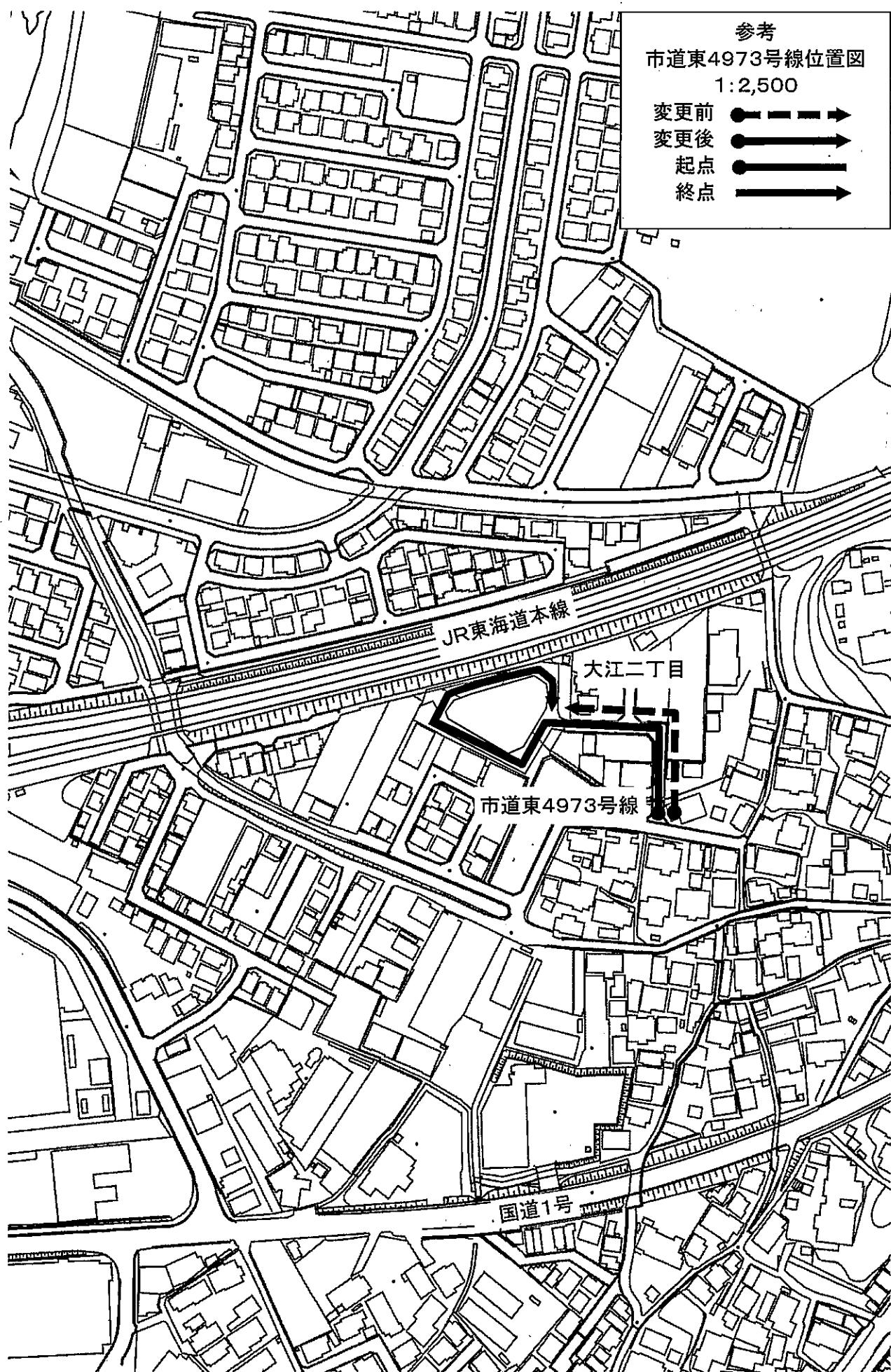


参考  
市道南2653号線位置図  
1:2,500

- - - - → 変更前
- → 変更後
- ————— 起点
- ————— 終点







議案第162号

大津市・志賀町合併建設計画の変更について

次のとおり大津市・志賀町合併建設計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

大津市長 佐藤 健司

1ページ中「15年間」を「20年間」に改める。

17ページ中「15年間」を「20年間」に、「～32年度の16年度間」を「年度から令和7年度までの21年度間の」に、「744, 696」を「989, 044」に、「24, 748」を「28, 610」に、「93, 304」を「130, 738」に、「202, 175」を「253, 207」に、「219, 707」を「336, 899」に、「89, 161」を「139, 689」に、「25, 166」を「30, 246」に、「58, 332」を「74, 180」に、「10, 635」を「11, 544」に、「550」を「675」に、「11, 675」を「15, 116」に、「3, 894」を「3, 944」に、「35, 878」を「40, 966」に、「157, 577」を「213, 819」に、「1, 677, 498」を「2, 268, 677」に、「321, 129」を「433, 837」に、「225, 193」を「295, 584」に、「18, 963」を「25, 602」に、「332, 056」を「522, 984」に、「106, 297」を「147, 727」に、「266, 574」を「322, 397」に、「188, 952」を「240, 607」に、「12, 144」を「12, 251」に、「4, 202」を「4, 980」に、「201, 988」を「262, 708」に改める。